

●7月1日に原田完議員、7月2日に迫祐二議員、7月3日に西脇郁子議員が行なった一般質問の概要と、他党派議員の一般質問項目を紹介します。

#### もくじ

原田 完一般質問	1
迫 祐二一般質問	6
西脇郁子一般質問	11
他党派議員一般質問項目	17

### 6月定例会 一般質問

## 原田 完 (日本共産党、京都市中京区) 2009年7月1日

### 中小企業が事業継続できるよう府として支援せよ

【原田】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問をいたします。

まず、深刻な状況にある中小零細企業への支援についてです。

京都の中小企業・金属加工業者は、マイクロ単位の金型や精密機器から電子部品の製作や特殊工作機械、造船の部品、自動車部品と高い技術力であらゆる物づくりを支え、京都の経済、雇用の重要な役割を果たしています。

しかし、昨年秋以来、二次・三次の下請業者は、親企業から仕事のキャンセルや一方的な工賃切り下げにより、経営が成り立たず廃業に追い込まれる事態が広がっています。

京都の物づくり産業を支え、振興を図る上で、中小零細企業がなくなれば、高い生産技術の消失、京都の物づくりの崩壊・地域経済の衰退につながります。中小零細業者が生き残りをかけて必死に踏ん張っている今こそ、事業継続にしっかりと行政の支援が必要です。

### 生産設備の確保へ支援を

### リース債務の一括買い取り特別融資の創設を

【原田】機械金属加工の中小企業は、大企業・親企業からNC工作機、マシニングマシン等の設備投資を要求され、1千数百万円から1億円を超える機器を設置しています。リースでの設置がほとんどですが、問題は、通常の融資と違い、条件変更がほとんど認められないことです。

ある金属加工業者は、1台2500万円のマシニングマシン2台を手形でリース契約しているが、昨年秋からの受注のストップで、資金繰りができず、3月に不渡りを出してしまい、リース会社から機械の引き揚げを通告されました。

商工部や商工会議所の支援を得て私も直接リース会社と交渉し、当面、利息分を支払う約束で、リース会社が手形を買戻し、返済計画の変更を含めた検討をする約束で、生産手段である機械の引き揚げはストップできました。

下請企業は一方的に仕事をストップされ、返済すらままならず、存亡の危機となっている業者が沢山おられます。

そこでお聞きします。いま、リース契約で機械の引き揚げの通告を受けている人、あるいは預金も底をつき、もう限界だという思いで必死に頑張っている人たちに、少なくとも生産設備を確保できるように、リース債務の一括買い取りを、特別融資の創設をして支援してはいかがでしょうか。お答えください。

【知事】中小企業の経営体制については、京都府では全国にない、関係機関が連携したオール京都体制で、中小企業体制支援融資を実施し、平成17年度の制度創設以来、約600件、累計で11000人を超える雇用の維持確保を図ってきたところであり、今後ともこの制度を活用し、中小企業の経営体制に全力をあげ

て取り組んでいきたい。

**【商工労働観光部長】**リース契約による機器の設置について、リース料の支払いに支障が生じた場合等の必要資金については、運転資金として制度融資の中で柔軟に対応している。

**【原田】**ご答弁いただきましたが、本当に今、非常に厳しい実態である中小企業への対策という点では、不足した答弁だと思うので再質問させて頂く。

中小企業の実態を本当に掴んでいるのか。一方的に仕事が切られ、工場の空家賃、電気使用はゼロでも動力基本料を払い、生産設備、機械を守ることは何よりも死活問題です。

全商連の皆さんが6月26日、中小企業庁交渉され、横田官房参事官が緊急交付金で固定経費の補助は可能と言っている。自治体の対応次第だとも言われました。府としてもこれはぜひ活用を検討すべきです。

リース料が払えず機械の引き揚げが行われ、生産設備を失う。こういう事態が起こっている。現状で借入を既に行っているところがそういう事態に陥っているのが現状です。何としても別建ての特別融資等、何らかの対策が必要だと思います。再答弁をお願いします。

**【商工労働観光部長】**リース料金等について、中小企業の経営基盤がしっかり維持されるよう、現在の制度融資を有効的に活用していきたいと考えています。

**【原田】**再答弁頂いたが、今のリース期間の問題でも、現に、これまでの融資を行っていて、更に厳しい現状がある。その時に、少なくとも生産手段を守ることは行うべきだ。同時に、今、借入をしようと思っても返済ができる売上がないもとの、事業維持のために必要な資金については、ぜひしっかりと支援をお願いしたい。要望しておきます。

## 「下請切り」や「工賃引き下げ」を許さぬ京都府の役割発揮を

**【原田】**大企業は、中小企業の工賃引き下げや、正規雇用から低賃金の非正規雇用へ置き換えを図ることで、大きな利益を蓄えてきました。同時に中小企業を調整弁として、忙しい時には寝る間もないほどの働きを求め、ジャストインタイムで在庫を下請に持たせるなど、大企業の利益確保のための道具として働かせ、いったん不況の波が見えると簡単に下請を切り捨てる事態が横行しています。機械金属加工の下請企業の取引は、最近の受注には見積りもなく、一方的に工賃を2割3割引き下げられ「この価格でやるのか、厭ならよそに回す」と通告され、赤字覚悟で受注している実態です。

また、生産計画の変更も説明せず一方的なキャンセルが行われています。中小企業は、このような厳しい現状のもとで「どうすることもできない」のです。同時にこのような行為は許されるものではありません。

今国会で独占禁止法が改定され、6月10日に公布されました。

改定された独占禁止法では、一方的な工賃の切り下げを禁止し、3か月前に生産計画の説明を義務付け、直前の一方的な発注キャンセルをしてはならないこと等が盛り込まれました。また、違反行為には課徴金制度を設けて、親企業の優越的地位を使った下請いじめや、不当な要求を厳しく規制する仕組みを確立したものであり、中小業者の権利擁護に寄与する改正点が含まれています。

しかし、法が施行されるまで待てません。中小業者が存亡の危機にある今、京都府の役割発揮が求められているのです。

知事は、今回の独占禁止法の規制強化をどのように受け止め、対応されるのですか。お答えください。

一方的な「下請切り」や「工賃引き下げ」を許さず、弱い立場に置かれている中小企業を守るために、原価割れの工賃や仕事切りをした親企業に対して、法の施行前であっても、京都府が積極的に適正価格での発注要請と指導を行うべきではありませんか。お答えください。

**【商工労働観光部長】**独占禁止法の改正への対応について、今回の改正は、競争条件を阻害する優越的地位の濫用等を防止することを目的として、課徴金等の適用範囲の拡大等を盛り込んだものと伺っております。このため、こうした事例があった場合は速やかに公正取引委員会に報告するなど、適正に対応してまいりたいと考えています。

なお、下請取引に関しては、従来から下請代金遅延防止法に基づきこの適正化が図られるよう、関係団体や発注企業などに再三再四にわたって要請をしてきたところです。また、京都産業21に下請駆け込み寺を設置し、専門の職員を配置し、弁護士相談を行うなど相談体制の充実をはかっているところです。今後とも、下請取引に関する巡回セミナーなど、国の事業も活用しながら小規模事業者を支えていきたいと考えていま

す。

【原田】現に、中小業者がこれまで無権利状態にある中で、親企業に異議を唱えられる唯一の制度になる独占禁止法の改定を真摯に受け止め、今までの下請振興その他の制度として、下請代金支払い支援その他の制度ではなく、新たな制度として起きたものであり、このことを大いに活用し積極的に役割を果たして頂くよう求めておきます。

## 「中小企業緊急資金対策融資」の据置期間（２年）を 信用保証協会や各金融機関に徹底せよ

【原田】次に、「中小企業金融資金対策」についてお聞きします。

京都府は、「中小企業緊急資金対策融資」の据置期間を１年間から２年間へ延長され、中小業者からは歓迎されています。

しかし、「もしもの時は半年後に条件変更で対応すると１年の据置を希望しても半年しか認められない」という実態があります。

わが党議員団の調査では、八幡の金属加工業者は受注の大幅な減少のもとで、借金返済・事業継続・生活費の捻出のために、運転資金の相談に行ったが、据置期間があることすら知らされず、厳しい経営のもとで借入れた運転資金から、利息を付けて返済するという、泣くに泣けない実態をお聞きしました。このような実態を把握しているのですか。せつかくの制度として設けられた据置期間を融資申込者の要望に沿った実施が確実に適用されるよう、京都府として、信用保証協会や各金融機関に対して徹底を図るべきと考えますが、いかがですか。

【知事】中小企業の金融対策について、京都府としては、全国に先駆けて返済期間を１０年にする長期の特例融資の創設や本年７月、４月の金利の引き下げなど、先手、先手の対応を行ってきているところです。

中小企業の金融資金対策融資の据置期間については、このたび国における当該保証制度の見直しにあわせて、可能なものは据置期間を１年から２年に延長したところであり、５月２５日の開始からまだ１ヵ月と日が浅いので実績はこれからでしょうけれども、その取扱については関係機関への通知や府のホームページへ掲載するなど周知を図っているところです。

ただ、据置期間については、個々の事業ごとに中小企業の実情等を勘案し、最も適切な期間を金融機関等と事業主さんとで相談していかれるというふうに考えており、京都府としては地域金融対策協議会等を通じ、金融機関へ必要な配慮を要請していきたいと考えています。

【原田】据置期間の問題ですが、制度融資の返済据置期間通りの要望をしても、ほとんどがその通りになっていない。金融機関に制度融資を丸投げしているもとで起こっているのです。

国の方針を受けて、京都府としてしっかり金融機関や保証協会に制度の趣旨の徹底を行い、申込者が据置を求めればそれにこたえるよう業者の要望に沿った支援を行うようにすべきです。再答弁をお願いします。

【商工労働観光部長】据置期間の延長については、延長することによって後年度負担が増えるということもございますので、しっかり実情を把握しながら適正に運用されるよう、先ほどもご答弁させていただいたが、地域金融対策協議会等を通じて金融機関に要請していきたいと考えています。

## 中小業者支援へ、信用保証協会の求償権放棄を条例化して実施せよ

【原田】次に、信用保証協会の求償権の放棄の問題について質問します。

今日の深刻な不況のもとで、心ならずも不渡り等により取引停止、協会保証の融資が代位弁済等の事故となった案件は、ほとんどが融資の道を閉ざされています。

中小企業庁や総務省が信用保証協会の求償権の放棄条例素案を例示して、求償権放棄で保証協会保証付き融資、制度融資活用に道を開く提案がなされ、新潟県や千葉県で条例制定をして、代位弁済事故のある人に新たな融資活用の道を開く努力がなされています。

しかし、京都府は、「再生支援委員会を通じて、債権消滅方式として、代位弁済の金額に運転資金として実際に業者の手元に残る金額を合わせた額を融資して、代位弁済の回収と運転資金融資をしている」と、債権放棄条例化には対応しようとはしていません。しかし、この間の実績は数件と活用しにくい制度となってい

ます。

ある法人の染色業者は、融資を受けた親の経営が破産し、息子が別法人を設立、工場を借り受け19人の従業員の雇用も引き続き守ってきました。保証協会には、この10年間で6000万円を実質的に親に代わって返済してきました。しかし、保証協会の債務が足かせとなって、新たな融資が受けられない。すばらしい技術を持っておられても、お金がないために活かさない。雇用も守れなくなるのです。

この不況下で、善良な事業者が心ならずも事故となり、代位弁済、銀行取引停止となっても、頑張っって営業を維持し事業再生を図ろうと努力しています。債権消滅方式では、結局高額な借入れとなり、多くの業者は融資を断念せざるをえません。中小業者への支援のために、信用保証協会の求償権放棄を条例化して実施することが必要ではないでしょうか。お答えください。

**【知事】**制度融資の求償権の放棄については、国の基準では企業に対し非常に厳しい要件が示されております。また、本来、この問題は議会で個別案件ごとに審議を頂く必要があるものであり、他府県の状況等も見極めつつ慎重に検討していきたい。

**【原田】**求償権放棄条例は、中小企業にとって、厳しい事態の中で生き残ろうと努力しているところへ支援を行うよう要請しておきます。

## 障害者自立支援法 応益負担撤回を国に求めよ

**【原田】**次に自立支援法に関わって、心の病をわずらい、社会復帰に向けて必死の思いで暮らしている皆さんと施設及び職員の方々への支援について質問します。

私が朝の宣伝でいつも会う若者「O君」は精神の共同作業所に通っています。彼は、この数ヵ月皆勤で作業所で働いたが給与は月1万円です。1万円の給与から施設利用費1500円や食事代を支払うと、お金が持ち出しとなります。このような事態はすべての事業所で起こっています。最大の問題は、「応益負担」と称して、障害者に負担を負わせていることです。

「応益負担の撤廃を求めよ」というわが党の質問に対して、知事は「実質的には所得に応じた制度となっている」と答弁し、応益負担撤廃については一言も述べられませんでした。知事は応益負担について、どう考えておられるのですか。また、府として国へ応益負担の廃止を求めるべきだと思います。いかがですか。お答え下さい。

**【健康福祉部長】**精神の作業所等への支援ですが、障害者自立支援法に基づく利用者負担については、先般の異議員の質問に知事からご答弁させて頂いたとおり、低所得の方が必要なサービスを利用できなくなることをないよう、京都府においては市町村と協調して全国に先駆け、利用者負担の軽減措置を実施したところです。こうした動きを受け、国においても負担軽減の特別対策等が実施され、低所得者の負担上限額は当初の8分の1以下となる等、事実上「応能負担」と同様の効果が生じているところです。

また、今国会において、応能負担を原則とする障害者自立支援法の改正法案が提出されたところですが、京都府としては、今後とも法改正の状況や地域の実情を十分にふまえ、国に対して更なる改善を求めていきたいと考えています。

## 日割り計算報酬の廃止、安定した施設運営の保障を国に求めよ

### 府として施設支援を行なえ

**【原田】**自立支援法には、応益負担以外にも多くの問題があります。

私は、京都市内の精神障害者の授産施設と支援センター、作業所を運営している事業所に伺ってお話をお聞きました。「法施行から5年以内に自立支援法に基づく施設への転換が求められているが、旧法のままの所が多くあり、自立支援法の制度の下では作業所の運営がたち行かない」と語られました。

A型の就労支援施設にしても、B型の介護作業所にしても、日割り計算の報酬では施設は成り立ちません。

陽性期と安定期を繰り返す、精神の病気の性格上、相当の欠席があり、通所者が安定せず、どこの施設も5割6割程度の出席率です。現在A型に移行した施設においても、殆どが4月1日に最賃指定除外申請をして、経営を維持している状況です。

ある施設では、年間の加工賃収入、補助金給付金合わせて年間2100万円程度で、支出は指導員4人で平均給与が年210万円とわずかではあるが一時金支給、19人の通所者の支払賃金の一人月額平均は44

00円、固定経費が月平均20万円、職員の研修費や社会保険料等の費用捻出すらままならず、指導員や保護者の献身的な活動でやっと支えているのが実態です。新制度への移行では、収入が9割以下の施設は89%でも9割補償だが、補正予算では収入の91%の減収ならば、移行後は10割保障となり、施設によって格差の拡大・矛盾が生じます。しかも、2013年以降ほどの施設も、助成がなくなり収入不足が生じ、施設維持が困難なことは明白です。

「施設運営が成り立たない」との施設の不安に対して「多くの利用者を登録してもらい、収入確保してください」との助言がなされています。しかし、増やした登録者が全員出席したら、実際には施設も職員も対応できません。また、施設は欠席者全員に連絡を取り、状況を確認しますが、その対応も大変です。利用者と家族、職員の信頼関係の構築がとりわけ求められている精神障害者の施設としては、とてもそんなことはできません。

そこでお聞きします。国に対して全ての移行施設に、移行前の収入の10割を保障するよう求めるべきです。また、府として移行前の収入の9割に満たない施設に対して1割を助成し、支援してはいかがでしょうか。お答えください。

新型へ移行をしても授産施設や共同作業所は日割り計算方式が財政的に成り立たない。京都府として共同作業所、授産施設、特に精神の施設の厳しい経営実態をどう把握されているのかお聞かせください。

現状で移行しても将来的に13年以降の支援がなければ、施設維持ができないことが明らかな制度は、やっぱり、根本から制度の見直しを国に要望すべきではありませんか。京都府として施設支援の立場から、抜本的改正を求めるべきですがいかがですか。

そもそも日割り計算方式が問題です。この廃止を求めるべきです。お答えください。

## 障害者施設職員の待遇改善へ、府が直接支援せよ

【原田】施設に働く職員への支援も急務です。

精神の作業所や授産施設、支援センターで働く職員は、福祉事業に生きがいと希望を持って、ボランティア精神を発揮して就職してくるが、その労働実態や賃金面では大変厳しい状況になっています。大学を卒業し、資格を持って施設に就職しても、施設側は給与を15～16万円程度しか支払えません。

支援センターでは、職員を正規に雇いたくても、毎年契約のためアルバイトでしか雇用ができない。いくら頑張っても正規職員への道が開けないため、知識と力量を高めることができません。

その結果、はじめは仕事に生きがいを持って就職しても、結婚時期には生活が成り立たないと退職者をうみ、経験と知識の蓄積ができない制度となっています。

職員の待遇改善に京都府が積極的な役割を果たすことが求められています。国のシステム改善が間に合わないならば、府として抜本的な直接支援をするべきです。いかがですか。

【健康福祉部長】施設の経営実態について、精神障害者を対象とする施設の一部については、従来の日払い方式による運営費助成が継続されているが、それ以外の施設においては、以前に比べ減収となっているところも多く、厳しい経営状況にあると伺っているところです。

こうしたことから、府としては国に対して事業者が安心して運営できるような制度改正を強く要望してきました。その結果、国においては日払い方式に基づく従前の事業所収入の9割を保障する措置や送迎サービスにかかる費用の補助などの措置が講じられるとともに、平成21年度には全体で5.1%増の報酬改正が実施されたところです。

また、今般、国の臨時経済対策を活用して、障害者自立支援対策臨時特例基金を増額し、新体系への移行措置に対する事業所収入の10割保障措置や、福祉介護職員の処遇改善事業を本年10月から実施したいと考えており、今議会において必要な補正予算の計上をお願いしているところです。

さらに従来から府独自に実施している施設運営に対する貸付制度や利子補給、経営相談などの支援と併せ、厳しい経営環境にある障害者施設の経営の安定に向けて、引き続き積極的に取り組むとともに、今後とも国に対して安定した事業運営が図れるよう、日払い方式が抱える問題点も含めて、必要な改善を要請していきたいと考えています。

【原田】ご答弁いただきましたが、自立支援法では、日割り計算の制度が施設の運営に大きな障害となっている。特に収入確保の点では、精神の施設では出席日数を高める努力をしても、なかなか厳しい実態にあり、ぜひ、国への積極的な支援要請と同時に、京都府として支援を行うことを求めておきます。

## 木屋町再生宣言に示された地元住民の願いにこたえ

### 「風俗無料案内所規制条例」を制定し、治安回復へ全力あげよ

【原田】最後に、木屋町や祇園の治安問題です。風俗無料案内所が最近も徐々に増え、また、性風俗まがいのサービスを提供する、風営2号の一部いかがわしい店舗は相変わらず営業が行われ、今年の春には無許可営業の店舗が摘発されるに至りました。

木屋町では、3月24日に立誠学区自治連合会の立誠まちづくり委員会が木屋町再生宣言をおこない、性風俗店の撲滅と地区協定の実施で治安の回復という内容です。知事も府警本部長も既にお目通しいただいていると思いますが、この宣言に基づいて、5月18日意見聴取会を開催したところ、性風俗店・風俗無料案内所関係者と名乗る男約80名が押し掛け「誰に断って出したのか」「性風俗の何が悪い」等々、圧力をかけるような行動がありました。

善良な府民が、7年以上も夜間パトロールを継続し、宣言も出して、治安の回復を目指して活動しておられる中で、京都府と府警が、どう住民を応援していくのが問われています。

特別警察隊や特別警備派出所の設置と取組強化をしていますが、しかし風俗店無料案内所は増え続け先の木屋町再生宣言を行った責任者の自治連合会会長の近くにまで、まるで挑戦するかのようにならたな出店をしています。

そこで伺います。この間の住民の願い、その自主的な行動や木屋町再生宣言等を京都府及び京都府警としてどのように受け止めておられるのかお答えください。

また、今こそ、京都府として、治安を回復するためにいっそう全力をあげることに、とりわけ風俗無料案内所規制条例を制定することが求められていると思いますが、いかがですか。以前の私の質問に「地元住民の皆さんの要望があれば、条例制定を検討する」と答弁してこられたのですから、お答えください。

【警察本部長】木屋町再生宣言等については地元住民の方々の取り組みの一つとして承知しています。警察においては、悪質違法な行為に対しては看過することなく取締りを強化しているところであり、今後とも、風俗環境の浄化につとめ、住民のご要望に応じていきたいと考えています。

次に、風俗案内所について、警察では卑猥な広告物の掲出や客引き等への指導計画を徹底するとともに、無許可風俗営業店や性風俗特殊営業店の広告宣伝をしていた風俗案内所の営業者を逮捕するなど厳正に対処しているところです。しかしながら、地元住民の皆さんの中には、なお不安を感じておられる方もおられると認識しております。

そこで規制条例の制定については、これまでからの指導取締りの効果や他府県の状況等を見極めるとともに、京都府や京都市との連携等、諸対策を進める中で引き続き検討していきたいと考えています。

【原田】木屋町の問題も住民が木屋町の情緒を取り戻したいと奮闘されている。警察庁の繁華街浄化作戦からみても、住民の願いにしっかりと応えることが重要であり風俗無料案内所の規制条例を求めておく。大阪等でも大きな成果を上げていると報道されるように、しっかりとその取り組みを行って頂くように要望して質問を終わります。

## 迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区） 2009年7月2日

### 西陣振興のため、知事は振興条例に定められた責任を果たせ

【迫】はじめに、伝統産業・西陣の振興問題です。

西陣織をはじめとする京都の伝統産業は、いうまでもなく京都が世界に誇る「日本文化の宝」です。

西陣織は20を超える作業工程があり、とてもすそ野のひろい産業です。そしてその工程の一つ一つが、それぞれ数百年の伝統に裏打ちされた職人の技によって支えられています。ピーク時と比べればかなり減りましたが、それでも京都の繊維関係の事業所数は今でも全国1位、従業員数で全国2位、出荷額でも全国5位であり、西陣織をはじめとする伝統産業は、現実に京都の雇用と経済に大きな役割を果たしています。

しかし「このままでは西陣がなくなってしまう」と言われるような現在の厳しい状況を打開しなければ、一体どうなるのか。長い間、京都に住む多くの人々がそれによって生計をたててきた、幅広い雇用の場が失

われるだけでなく、伝統文化が途絶えることになります。そしてさらに、京都の製造業だけが持ってきた優位性、強さの基盤である高度な技術を失うことにつながるのです。

私は、先端産業にも応用されるような技術は、文字や映像で継承されるのではなく、生きた職人の手によってこそ、生かされるのだと思います。世界的な金融危機を経験して、ヘッジファンドなどによる投機経済ではなく、「モノづくり」の重要性があらためて見直され、その振興が求められている時でもあります。このような時代に、「モノづくり」の伝統という点で世界有数の歴史と財産をもつ京都が、それを生かすのか、それともみすみす失うのか、京都府の姿勢が問われています。

私は、その点で「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」が、伝統産業の役割を、過去と現在はもちろん、未来に向かって位置づけていることは大切だと思います。だからこそ、条例に定められている「技術の継承」や「人材育成」など、産業振興のために果たすべき京都府の責任は、大変大きいと言わなければなりません。ところが、京都府の後継者育成事業での補助金額は、例年ほぼ同じで、西陣織全体に対し、わずか100万円、京友禅では95万円だけです。

そこで知事に伺います。知事、現在の京都府において、西陣織が果たしている役割と現状について、どう認識されていますか。また、このような予算額で、振興条例に定められている府の責任を果たしていると考えていますか。お答えください。

## 後継者支援制度をつくり、研修者と事業者に助成をせよ

【迫】まず、条例でも強調されている、技術等の保存・継承、次代を担う人材育成に関わって伺います。

現在、京都には「伝統工芸士」が1160人おられます。その方たちに代表される技術の継承が必要です。しかし、例えば最近でも、西陣の整経業で長年働いてこられた伝統工芸士の方が亡くなりましたが、その方は後継者を残すことはできませんでした。このような例がいくつもあります。私は、西陣に深く関わってきた者として、大変残念で悔しい思いです。

わが党議員団が行なった伝統産業従事者へのアンケート調査では、「生活できないので息子に後を継がせることができない」、「資金的余裕がなく10年間新入社員を入れていない」、「後継者を育てる制度がほしい」など、多くの切実な声が寄せられています。本当にぎりぎりのところにきています。

では後継者育成のための対策はどうか。京都府には伝統工芸育成の専門学校はありますが、残念ながら「染め」や「織り」のコースはありません。そういう中でも「西陣で仕事がしたい」という若者はいます。けれども、せっかく伝統産業の道を選ぼうとする若者たちの生活が、成り立たないような現実があります。西陣では、厳しい環境のなかで、自分の蓄えを吐き出してでも何とか後継者を育てる努力をされている方たちもおられます。

以前から伝統産業の後継者育成に力を入れている金沢市では、新規研修者に対し3年間、月に10万円を助成するだけでなく、さらに事業者に対しても3年間、月6万円助成するように「奨励金制度」を充実させています。

そこで知事に伺います。私は、かつて京都府が実施していた、一年間のみ20万円の技術後継者支援制度を、助成額と期間を抜本的に拡充し、さらに研修者だけでなく事業者にもその対象をひろげて復活させることが必要だと思います。条例で人材育成が重要というのなら、せめてこうした制度をつくるべきではありませんか。お答えください。

## 「最低賃金協議会」を設置し、最低賃金保障の仕組みを

【迫】また、暮らしが成り立たなければ、担い手を育成することはできません。

いま西陣では、伝統工芸士の方でさえも伝統産業では生活できずに、パートに出ているような状況です。西陣に関わるほとんどの方が、ワーキングプアの状態であるといっても過言ではありません。

これは私のところに相談があった例ですが、ある職布工の女性は、出来高払いの単価を切り下げられるなかで、最低賃金を大きく下回るような工賃しか受け取れず、「これでは生活できない」とお困りでした。この方は、全西陣織物労働組合と一緒に交渉して、最低賃金を割り込んだ分、約40万円を会社に支払わせることができましたが、多くの方は泣き寝入りです。

西陣の賃機の方も同様です。「国民年金を受給しはじめたら、会社がそれを収入に数えて工賃を下げられた」、「縦糸継ぎや2,3日もかかる機ごしらえの代金は、これまで会社持ちだったのに、賃機業者持ちにさせられた」など、これまでなかったようなことが起こっています。

わが党はこうした問題を繰り返し取り上げて改善を求めてきましたが、何の改善もされておらず、「もう食べていけない」と泣く泣く西陣から離れた労働者、賃機業者は、私のまわりだけでも数知れません。

そこで知事に伺います。最低工賃についての一昨年の私の質問に対し、商工部長が「地域の実情を労働局に伝えて啓発したい」とお答えになりましたが、その後どのような手立てを打たれましたか。また、私は「啓発」だけにとどまらず、京都府が先頭に立ち、西陣織工業組合や労働者、賃機業者による「最低工賃協議会」を設置してガイドラインをつくり、せめて最低賃金が保障できる仕組みをつくることを支援すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

## 緊急の雇用対策事業を大幅に拡大し、西陣に仕事づくりの支援を

**【迫】**そしていま緊急の問題は、西陣でいかに仕事を増やすのか、ということです。この点で、かつて実施された国の緊急雇用対策事業は、西陣の職人の仕事確保に一定の役割を果たしました。「伝統品教育活用推進事業」では、西陣の「織額づくり」が事業化され、当時これに関わった、ある西陣職人は「自分らで考えてモノが作れ、子どもたちにも喜ばれた。収入も得られた」と喜びの言葉を語っていました。今でも、「あの時のような仕事をさせてもらえたら嬉しい」という声が地元にはあります。

知事、このように「またやってほしい」と言われるような緊急の雇用対策事業を、西陣や伝統産業の分野で思い切って大きく実施する考えはありませんか。また、今議会に計上されている補正予算で「京都 知恵と力の博覧会」でのイベントで活用する記念品等の制作事業を思い切って増やし、西陣や伝統産業に従事する人を励ますべきではありませんか。他にも修学旅行生を対象とした、「京都体感・感動発見事業」がありますが、もっと幅広く観光と結んで伝統産業の体験型観光や公開工房、西陣の町屋などでの暮らし体験などに大きく取り組むことを求めますが、いかがですか。

また、昨年度、京都府が府立高校 13 校などでとり組んだ「高校生きものチャレンジ事業」は、多くの生徒たちにとって新鮮な経験となっています。私は、せっかく京都に生まれ育つ子どもたちが着物文化に親しむ機会を、もっともっと増やすべきだと思います。知事、私はこの「きものチャレンジ事業」を、西陣の緊急の仕事おこしの意味もこめて大幅に拡大し、毎年京都のすべての高校や中学校でも実施されるようにも求めたいと思いますが、いかがですか。また、伝統産業の労働者を激励する仕事おこしとして、職人のみなさんが、自らの技を子どもたちの前で披露する取り組みを、ぜひ大規模に実現してほしいと思いますが、いかがですか。お答えください。

**【知事】**西陣織は、平安の昔から千年を超える悠久の歴史に育まれた、京都が世界に誇る織物であり、文化であるとともに、京都の地域経済と雇用を支える重要な基幹産業である。ですから私どもも「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を策定して人の育成に努めているところであり、90 万とか 100 万しかないような話があったが、これは匠の公共事業のなかで、京の職人さん仕事づくり推進事業や、道具類等確保の事業、きもの似合うまち京都の推進事業や和装・伝統産業需要基盤形成事業、京の匠の技継承事業、伝統産業次世代人材養成事業、京の伝統・食と文化魅力発信事業、がんばる京の職人さんのグループ支援、京もの愛用推進事業、若手職人みらいづくりなど、幅ひろく技術継承、職人さんの育成を含めて展開をしていることはご存じだと思うので、その点は評価いただきたい。とりわけ、技術の保存継承、人材育成については、何よりも具体的に仕事をつくっていくことが私は大切だと思っている。職人さんの仕事づくりとして、匠の公共事業を行ない、昨年度は源氏物語千年記の匠の技継承事業、そして今年度は伝統産業の新たなビジネスモデル創造事業や若手職人のみらいづくり事業などを実施しているところであり、その予算額はさきほど出された予算額よりはるかに大きいものを計上していることをご理解いただきたい。そのなかで6月補正予算でも、職人さんの仕事づくり事業をお願いしている。また、技術継承については、さらに平成 19 年度からは、京の名工と若手職人の共同のものづくりを支援する京の匠の技継承支援事業にも取り組んでおり、条例にもとづき、京もの認定工芸指定を制度化するなど、若手育成のための取り組みも推進している。今後とも「伝統と文化のものづくり産業振興条例」の趣旨を生かして、産地との連携により、職人さんの仕事づくりや後継者育成、事業拡大から環境づくりまで総合的な取り組みを推進し、西陣をはじめとする伝統産業の活性化にむけて積極的に取り組んでいきたい。

**【商工労働観光部長】**家内労働者の最低工賃については、京都労働局の所管であることから、引き続き、産地における過去の経過や実情を十分伝えるとともに、関係機関と連携し、啓発等につとめていきたい。また、和装伝統産業の仕事づくりについては、国の緊急雇用対策事業が終了した後も、源氏物語千年記での取り組

みなど、府独自の施策として匠の公共事業を行ない、西陣をはじめとした職人さんの仕事づくりを全力ですすめてきた。観光との連携に関しては、京都きものパスポートの発行など、着物の似合うまち京都の取り組みを進めるとともに、京都知恵と力の博覧会において、工房の公開、職人さんの技を生かした実演などを実施し、多くの方に伝統産業のよさをいっそうPRしていきたい。高校生きものチャレンジ事業については、順次、実施校を拡大しているところであるが、今後も実施校を広げていきたいと考えている。また、修学旅行生に対しても、この6月補正予算において、和装や伝統の技に親しむ機会を提供できるようお願いしている。今後とも産地の実情を十分聞きながら、職人さんの仕事づくりをはじめとする和装伝統産業の振興にしっかりと取り組んでいきたい。

## 後継者育成は極めて不十分 知事が先頭に立ち西陣復興に全力を

【迫】いま、伝統産業の事業等について、いろいろやっているということをおっしゃったけれども、私は、後継者育成など極めて不十分ではないかと思っています。先ほど紹介した金沢市では、市が直接、多くの事業者のところを訪問する。そして「雇うことが大変だ」という要望を聞き、研修者本人への生活支援とともに、知識や技術を伝承する事業者へも支援をする制度を拡大してきています。

後継者対策を業界任せにして、補助額もほとんど増やしていない京都府と金沢市では、伝統産業に対する姿勢に大きな違いがあります。京都府でも実態に見合った後継者対策の拡大が必要です。

昨年11月、「知恵と力を集めて西陣再生の道をとともに考えよう」とシンポジウムが開催され、私も参加しましたが、「愛する西陣が元気になってほしい」「西陣のために住民も行政も力を合わせるべきだ」と参加者の熱い気持ちがあふれていました。多くの府民が「いま何とかしなければ」という思いを持ち、西陣の再生を心から願っているのです。

知事が先頭に立ち、伝統産業、そして西陣の力強い復興をめざして、全力を尽くすことを求め、次の質問に入ります。

## 甚大な鳥獣被害の実態 府「特定鳥獣管理計画」の見直しを

【迫】次に鳥獣被害問題についてお聞きします。

わが党議員団は、この間府全域にわたって鳥獣被害の聞き取り実態調査を行ないましたが、きわめて深刻な状況が明らかになっています。

シカとイノシシが中心ですが「2年連続黒豆をやられ、今年もうやめた」、「植えて伸びかけた稲を全て食べられた」、「電気柵や金網を簡単に突破され、一反ほど一晩で食われた」、「サツマイモもジャガイモもほとんど作れない」など山間部だけでなく、予想外のところまで広がっています。山の被害もひどく「植えて2年目のスギ苗はみなやられた。植林もできない」、「皮をはがれ木がもたない」との声も聞かれました。驚いたのは山の下草がすっかり食われ、笹までない、山肌がむき出しといった状況まで出ています。サルについても、「100頭の群れが近辺に出没」、「通学の児童に危険が及ぶので集団登校とバスでの帰宅させている」。アライグマの急増、ヌートリアなど10年前には考えられなかった様な被害が出ています。

そして最も深刻な問題は、この鳥獣被害が、ただでさえ困難な中山間地域、特に高齢化の進んだ山間部の衰退に拍車をかけ、集落の維持を危機に陥れていることです。今日まで何とかがんばってきた農家も「米は安い、何を作ってもやっていけんのに、こんな被害を受けてはやる気になれない」と嘆いています。80歳近いお年よりは「人に頼んでやってもらうのに、こんなんで頼めん、もうしょうがない」と耕作放棄をもらしていました。

防除対策に取り組んできた、ある農家組合長は「全て手を尽くしている。これ以上の対策は見当たらない。とにかく数を減らしてほしい。それ以外にない」と訴えています。

これまで府内ではられた電気柵や金網の延長は3700キロメートルに達しています。それでも被害は減らない。逆に増えているのです。

有害鳥獣、特にシカは急増しているのではないかと考えられます。福知山市で3月末に行なわれた調査では、夜間にライトをあててカウントする「ライトセンサス」で約2000頭が確認されていますが、実際はその10倍にもなるのではないかとされています。現に福知山市のシカの捕獲頭数は、昨年2694頭と4年前の2倍になっています。生息地域も府内各地に広がり、10年前はシカをほとんど見なかった地域でも現在は家の周りを群れでうろついているとの報告があります。

そこで知事にお聞きします。関係者のみなさんは『共生』を言う前に、増え続けるシカ、イノシシ等の

鳥獣の駆除をしなければ、人間が生活できなくなる」と言われています。鳥獣保護は当然ですが、個体数を正確に把握し、被害の実態を検討し、適切な見直しを進めるべきではありませんか。

平成19年に策定された府の「第10次鳥獣保護事業計画書」では「ニホンジカの防除方針」として「平成22年度には、生息密度と被害の半減を目指す」としています。同時に策定された第3期「ニホンジカ特定鳥獣管理計画」では捕獲目標を年間7000頭とし、これにより生息数は半減するとしています。ところが、19年は目標を上回る8764頭を捕獲しているにもかかわらず、被害は急増しています。高知県では、47000頭いるシカを平成24年度までに、人間とシカの共生できる9200頭までに減らす方向で計画の見直しを始めていますが、本府でも実態にあった計画に見直すべきだと考えます。いかがですか。

## 鳥獣駆除のため専任捕獲班をつくり、処理費用への補助の実施を

【追】次に防除、駆除に関する府の本格的対策、負担軽減のための具体策の問題です。

個体数を減少させるうえで、狩猟は重要です。ところが狩猟による駆除は、府内の狩猟登録者が最高時の三分の一と減少、高齢化も進み、機動的な駆除が困難になっています。府は、市町域を超える広域捕獲班の結成を予算化されましたが、捕獲班の構成は猟友会の皆さんの善意に頼っているものです。個体数の増加や生息域の広がりの中で、専任の捕獲班が必要だと思います。緊急雇用対策事業としても有効だと思いますが、いかがですか。

また、狩猟については、狩猟税や任意保険や保管経費など少なくとも年間5万円を超える経費がかかります。舞鶴市など一部の自治体では補助が実施されていますが、府にはありません。府でも実施すべきと思いますが、いかがですか。さらに駆除した個体の処理について、処理費用も対象にすべきと思いますが、いかがですか。お答えください。

電気柵や金網の設置には一定の補助があるものの、大きな自己負担がともないます。個人での設置や山間部の小規模な農地は全額負担となるため、耕作放棄に直結しています。ある集落では、集落を囲む電気柵設置に一億数千万円かかるため、設置を断念しています。こうして設置した電気柵やネットも破られたりすることが多く、まさにたちごっここの状況です。設置費用の補助を増加させるべきではありませんか。また、防除施設の老朽化にともなう更新については対象になりません。補助対象とすべきではありませんか。いかがですか。

## 研究センターをつくり、鳥獣被害対策を飛躍的に強化せよ

【追】最後に研究と援助体制の充実の問題です。鳥獣被害は当然のことながら地域の特徴があり、個体が移動する場合があります。被害の特徴をよくつかみ、適切な対策の検討が重要です。担当部局が努力されているのはわかりますが、今求められていることは、大学や研究機関と密接に協力して調査し、有効な対策を打つことです。兵庫県では「兵庫県森林動物研究センター」を開設し、大学の教員でもある「研究員」と野生生物の専門技術者である「森林動物専門員」が配置され、研究とともに被害防除のための地域支援活動や人材育成などの総合的活動を行なっています。最近ではアライグマの被害対策についても研究成果を発表して対策の強化を求めています。京都府においても、鳥獣被害対策を飛躍的に強化するためにセンター的なものを作るべきではないでしょうか。いかがですか。

寄せられた声の中に「府、市町村はもっと地域へ足を運んで実態を知ること、要望を聞け。机に座っては何もわからない」との訴えがありました。府は限界集落対策などの施策を行なっていますが、鳥獣被害の解決に抜本的に強化しなければ、中山間地の農村に未来はありません。被害の対策に日々腐心されている方々のために、府が全力をあげて取り組まれることを強く求めます。

【農林水産部長】鳥獣被害対策について、目撃情報や動物の歯による年齢分析、糞の密度調査など、毎年モニタリング調査を実施しているほか、捕獲数や被害実態についても市町村ごとに把握しており、その結果をふまえ、鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を適宜見直し、対策に反映させている。有害捕獲については、銃や罟は狩猟免許が必要であり、事故防止の観点から、猟友会をはじめとした狩猟経験者に依頼することが適切であると考えており、狩猟者の減少に対応し、効率的な捕獲を進めるため、複数市町村にまたがる広域捕獲に取り組むこととした。有害捕獲に関わるシカやイノシシの処分経費については、すでに支援対象としているところだが、狩猟に関わる税金などの経費については、補助になじみにくいものと考えている。防護柵については、府の助成に加え、中山間地域等直接支払制度などの国の制度を活用するなかで、加害獣の種類の変化等で機能を高める必要がある場合など支援対象にしている。また鳥獣被害対策を強化するため、

農林水産普及センターにおいて、農林横断的な研究を進める体制を整えるとともに、研究員と普及指導員がチームを編成し、府内各地で防護柵の適切な設置方法などの研究成果の普及をはかっている。

## 関係者の悲鳴のような声にこたえ、「管理計画」の早急な見直しを

【迫】鳥獣被害について、再度お聞きします。管理計画の見直しですが、「第3期ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」には、「必要に応じてシュミレーションを行い、予測値と実態が大きくずれることがあれば、緊急に検討会を開催し、各指標を再検討して、個体群ごとの捕獲目標を再設定する」とあります。府内の鳥獣被害実態を見れば、早急に見直すべきです。いかがですか。再度お答え下さい。

【部長】鳥獣保護管理計画についてですが、先ほど申し上げたとおり、毎年モニタリング調査を実施しているほか、捕獲数や被害実態についても市町村ごとに把握しており、その結果をふまえ、特定鳥獣保護管理計画を適宜見直し、対策に反映させている。

【迫】いま被害が本当に大変になっている。関係者の悲鳴が聞こえてきている。そういう声に答えるためにも、早急に見直しを行なっていくことを求めて、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

## 西脇郁子（日本共産党、京都市下京区） 2009年7月3日

### 介護保険「保険あって、介護なし」としないために

### 介護給付削減ありきの「要介護認定制度」は廃止を

### 現場の専門家の判断で、適切な介護の提供を

【西脇】日本共産党の西脇いく子です。先に通告しておりました通り、知事ならびに理事者にお伺いします。まずはじめに、介護保険の新しい要介護認定制度についてです。

これまでから、コンピューターを使った介護保険の要介護認定は、利用者の心身の状況や家族の生活実態を正しく反映せず、制度改善の要望がだされてきました。

ところが国は、改善どころか「介護の手間をより正確に反映するために」と4月1日より、軽度の認定にするためにコンピューターによる一次判定をより重視し、2次判定を行う審査会の権限は縮小し、重度の寝たきりの人の移動・移乗を「自立」と判断するなどさらに介護切りを助長するような内容に変えてしまいました。

この改悪には、利用者・家族・施設などから「介護を奪うもの」との声が実施前から高まっていましたが、日本共産党の小池晃参議院議員が、厚生労働省の内部文書を暴露し、新制度の最大の目的が「給付適正化」の名による介護の抑制であるということと、削減額まで見積もられていることが明らかになりました。これを受けて、国に批判と抗議が相次いだため、厚生労働省は、4月17日、「新認定で、要介護度が軽く出ても希望者には従来の要介護度で認定する」という前代未聞の「経過措置」を打ち出し、有識者による「検証・検討委員会」を設置せざるを得なくなりました。

4月以降、利用者の生活実態からかけ離れた軽度の認定が、全国でも本府でも出ていることが判明しています。私も多くの自治体関係者や京都市内で介護保険制度発足当初から認定審査員を務めておられる方からお話を伺いましたが、どなたも「介護認定は、どう考えても今までより軽く出るようになってきた」と話されています。

今はまだ「経過措置」で、前回と同じ介護度となっていますが、期間が終われば、必要な介護が受けられなくなりますし、新たに要介護認定を申請する方や、状態が変わったために、有効期間中に要介護変更申請する方は、すでに新しい方法が押し付けられています。

そこでお聞きします。介護給付削減ありきの、コンピューターによる判定が中心の要介護認定制度は、廃止して介護支援専門員など、現場の専門家の判断により、適切な介護が提供できるよう抜本的に改善するよう国に求めるべきと考えますがいかがですか。

【知事】要介護認定制度の見直しだが、京都府では従来から今回の見直しにあたりましては、要介護者の状態が性格に反映されるような認定方式となるような認定方式となるよう要望して参りました。国におきまし

ては、こうした中で市町村や関係団体の意見も取り入れ、一部手直しを行う中で、新たな認定制度の検証検討を行い、その期間中は本人やご家族の不安解消のため、経過措置を導入し、希望者には従前の要介護度が選択可能となったところであります。

京都府としては、こうした国の検証作業を注視すると共に、市町村における認定状況を確認するなかで信頼できる制度の確立にむけ引き続き国に提案要望して参りたいと考えています。

## 待遇改善につながらない3%の報酬引き上げ 介護労働者の待遇改善のための「恒常的制度」を

【西脇】次に、介護職員の処遇の改善についてお聞きします。

国は本年4月より介護労働者の待遇改善のため、介護報酬単価を、施設・在宅とともに3パーセント引き上げました。

しかし、3パーセントでは、ここ数年相次いで引き下げられた報酬にもならず、しかも、加算の新設・見直しが中心のため小規模事業所など加算が取りにくい事業所は、報酬改定から取り残されています。お話を聞きした福祉保育労働組合や医労連の調査でも賃金が引き上げられた施設はわずかです。

本年5月の京都私立病院報でも、「多くの施設で今改定に伴う賃金改訂は、概ね行われていない模様。今回の介護報酬改訂は、賃金のアップにつなげられるほどの内容ではなく、介護療養型においてはマイナスとなっている場合すらある。また、医療と介護の両方を行っている場合は介護サービス担当の職員の給与だけを上げることは現実的でない」と報じられるように、まったく不十分なものです。

そこでお聞きします。本年2月の予算委員会での、わが党の加味根議員の質問に対し、理事者から「介護報酬の見直しの執行状況を見ていきたい」との答弁がありましたが、本府として現在までの状況を、どう把握されていますか。お答えください。

今回の、国の3パーセントの介護報酬引き上げでは、給与の引き上げにつながっていません。引き上げるための別枠の措置が必要との批判に国は、3年間の時限措置で上乗せを実施せざるを得なくなりました。その結果、今府議会に本年10月より国の基金活用として、介護職員の処遇改善で介護事業者に対し介護報酬とは別立てで、3年間の「介護職員処遇改善緊急対策」の予算が計上されました。しかしこの措置でも不十分なものです。京都市内でお話を聞きした特養施設の施設長さんは、「本当は、本俸を引き上げたいが、3年間の時限措置では、結局、手当での増額程度しかできない。事務職員や調理師・運転手などの職員は対象外になれば、同じ施設にいながら差がでてしまう」と大いに悩んでおられました。

京都府として国に対して、介護労働者の賃金を引き上げ、保険料や利用料がはね返らないようにするために、時限措置でなく恒常的な制度とし、介護報酬とは別枠で公費による賃金の月3万円の引き上げとともに、当面介護報酬の5%以上の引き上げを求めるべきと考えますが、いかがですか。また、その際に同じ事業所内の介護職員以外の職員も対象にするべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】次に、介護職員の処遇改善についてでありますけれども、今年度の報酬改定につきましては、必ずしもすべて人件費に充当されるとは限らず、効果が非常に不透明となっておりますので、介護職員等の処遇改善のためには更なる充実が必要と考えており、今後国が行う報酬改定にかかる検証作業の結果を見ながら、関係団体のご意見もお聞きする中で引き続き国に対し提案要望をして参りたいと考えています。

また、今回の介護職員処遇改善緊急対策費は、介護職員が他の業種、職種と比較して低い賃金であること、離職率が高い等の状況を踏まえたものであります。今回の措置は賃金の改善を行う事が要件となっており、実効性があることは間違いのない措置でありますけれども、三年間の時限措置であること、すべての介護事業従事者について賃金水準を維持することが重要であることから、次期報酬改定において、適正な報酬水準が設定されるよう国に対し引き続き提案要望して参りたい。

## 重い利用負担で、介護を受けられない事例が相次ぐ！ 市町村と協力して、利用料の軽減はかる支援を

【西脇】次に利用者の問題について伺います。

少ない年金から後期高齢者医療保険料や、介護保険料を天引きされているお年寄りにとって、重い利用料負担のために介護サービスの利用を減らしたり、利用そのものをあきらめざるを得ないケースが相次いでい

ます。

私の地元・下京区内でも先日、80代の一人暮らしの女性が半日以上、自宅で倒れられたままとなっておられたのをご近所の方が見つけられ、一命を取り留められました。その女性は以前にも銭湯で転ばれるなど急速に状態が悪くなっておられ、ご近所の方などが介護保険を申請するよう勧めておられたものの、その方は「介護保険はお金がかかるから」と断っておられた矢先の出来事だったとお聞きしています。

また、報酬単価引き上げが、利用料に連動するにもかかわらず、要介護ごとに設定されている利用限度額は、そのままに据え置かれたために、今までと同じ利用内容を続けるためには限度額をオーバーした分を自費で利用せざるを得なくなったことも問題です。

4月17日付けの京都新聞では、向日市で、単身でお住まいの前立腺がんを患った84歳の男性の実態を紹介していました。この男性は、3月まで週3回のデイサービスと1日2・3回の訪問介護、週1回の訪問看護を利用し、在宅で暮らしておられましたが、介護報酬改訂で、利用単価が上がった結果、4月からは訪問看護の利用をあきらめざるを得なくなったとのことでした。

そこで伺いますが、京都府として、市町村と協力して利用料の軽減を図るよう支援すべきと考えますがいかがですか。

あわせて国に対し、利用料の無料化を目指し、当面減免制度を抜本的に充実させること、その財源は全額国庫負担とするよう求めるべきではありませんか。

また、支給限度額を引き上げるよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

## 介護保険の国庫負担割合の引き上げ、国に強く求めよ

**【西脇】**最後に、介護保険を介護が必要な人が安心して利用できるよう抜本的に改善するためにも、介護保険の国庫負担割合をただちに5パーセント引き上げ、さらに給付費の50%まで引き上げるよう、京都府として強く求めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

**【健康福祉部長】**利用限度額についてですが、今回、介護報酬が引き上げられたにもかかわらず利用限度額は据え置きとされたため、利用者負担の増加により必要な介護サービスを受けられなくなる利用者が生じることが懸念されることから、京都府としては、直ちに国に改善を求めたところであります。

また、利用料の軽減ですが、介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという主旨を踏まえつつ、高齢者の経済的負担が過度とならないように配慮するなど、利用者本位の安定した制度とすることが必要であると考えています。そのため、従来から、低所得者対策の充実をくり返し国に提案要請しますと共に、一方で制度の枠内での軽減措置の活用をはかるべく、社会福祉法人による利用料減免措置の実施を市町村にお願いしており、現在、全市町村で本制度は実施されています。

今後とも、今回の報酬改定の影響等について、市町村等を通じてその影響を把握する中で、引き続き低所得者対策の充実や、支給限度額の見直しを国に求めていきたいと考えています。

**【西脇・再質問】**介護保険料に関わってですが、先ほど取り上げた下京の女性 国民年金だけのぎりぎりの生活で、デイサービスのお風呂に入りたくても利用料が払えないので、結局断念をされていた訳です。状態が悪くなっても銭湯まで行かざるを得ず、結局そこでも転倒しておられたということでした。この事例というのは特別ではなく、府内でもあちこちであるのだと思います。

本府の要介護認定者のうち、2割の方が介護サービスを受けておられない実態をみても、やはり、利用料の負担問題は、深刻であり一刻も早く解決しなければならない問題です。

もちろん、国の責任も当然ながら、本府としても「保険あって介護なし」の悲惨な事態を一刻も早くなくすためにも、独自の利用料の軽減の支援ぜひ行うべきと考えています。あわせて、さきほど、知事からも答弁があったように、介護を支える職員の待遇改善は、これは時限措置ではだめなのですね。安定した待遇改善を、改めて強く国に求めていただきたいと思っております。

## 地球温暖化防止対策

### 「05年比15%減」 国際的に通用しない国の中期目標

#### 知事として見直しを求めよ！

【西脇】次に地球温暖化問題についてお聞きします。

政府は、6月10日、温室効果ガス削減の中期目標として、05年比15%削減とすることを発表しました。これは90年比では8%減という極めて低い目標であり、京都議定書の6%削減からわずかに2%進めるものでしかありません。「先進国は、2020年までに90年比25%から40%削減する必要がある」とした、IPCCの警告を全く無視したもので、世界中の厳しい批判をあびているのは当然です。しかも、基準年を90年から05年に変更したことは、京都議定書で約束した、90年比6%削減目標を05年には逆に7.7%もオーバーしていることを覆い隠し、目標を高く偽装しようとするものであり、二重に許せない重大問題です。

さらに、政府が決定したこの中期目標は、経済産業省の総合エネルギー調査会の「長期エネルギー需給見通し」がベースになっています。同調査会の会長は、「京都議定書は、日本外交の失敗だった」と公言している新日鉄会長であり、メンバーには経団連資源エネルギー対策委員長をはじめ、電気事業連合会会長、日本鉄鋼連盟会長、石油連盟会長など産業界の主要な代表が11名も参加しており、今回の中期目標はまぎれもなく、産業界主導の産物となっています。計画の前提として、太陽光発電の20倍化、新車販売の半分を次世代車に、新築住宅の8割を省エネ基準に、など民生・運輸部門が中心に据えられる一方で、産業の中心部門の削減は、殆ど見込まれていないという、実に無責任なものとなっています。

ヨーロッパでは、巨大資本が環境破壊を省みず大量生産・大量消費など利潤追求第一主義に走ってきたことへの反省のもと、温暖化防止に、緊迫感と切迫感をもって、最大限の努力を払おうとしており、目先の利益優先の日本の大企業・財界とは対照的です。

気候ネットワークの調査によりますと、日本のCO2総排出量の3分の2は産業分野の排出であり、うち上位166事業所が実に5割を占めています。事業種別では、電力・鉄鋼・セメントの3分野だけで45パーセント、特に電力が30%と突出しています。しかも、電力はこの間、石炭火電の急増などで、90年比50%も増やしているのです。産業分野の対策こそが温暖化防止対策の最重要課題であることは明白です。

そこで知事に伺います。温暖化防止対策における京都府の役割は、繰り返し指摘してきましたとおり、特別に大きいものがあります。「京都議定書」採択の地、京都府の知事として、コペンハーゲンCOP15の成功に向けて最大の努力を尽くすべきと考えます。

まず第一に、国際的に通用しない「05年比15%減」という中期目標の見直しを強く求めるべきと考えますがいかがですか。

第二に、自然エネルギー重視など、産業構造そのものの転換を促す、抜本的な政策転換を行い、総排出量の3分の2を占める産業分野での大幅な削減対策を強化するよう、政府に強く求めるべきと考えますがいかがですか。

第三に、温暖化対策を積極的に進めるための法整備についてです。

イギリスでは昨年11月、「気候変動法」が成立し、アメリカでも先月26日、下院で、「地球温暖化対策法案」が可決され、COP15前の成立が目指されています。

日本でも今、気候ネットをはじめ、多くの団体が実行委員会を作り、「気候保護法」制定を求める「メイク・ザ・ルール」キャンペーンの取り組みが進められていますが、コップ3・京都議定書の京都府の知事として、積極的に支援していただきたいと考えますがいかがですか。御所見をお聞かせください。

#### 温暖化防止対策に逆行する、舞鶴石炭火電

##### 2号機建設中止、1号機の稼働停止を関電に求めよ

【西脇】この際、関西電力舞鶴火力発電所についてお伺いします。

日本の温暖化防止対策の中で、発電所の占める大きさは先に述べたとおりですが、京都はさらに特別です。京都では、06年より、関電舞鶴火力発電所で1号機が稼働しており、年間430万トンのCO2が排出されています。来年には2号機も稼働予定で、あわせて860万トン、京都府の排出合計・約1500万トン

の6割近いCO2が排出されることとなります。

しかし、わが国では、発電にともなう排出量は、電力利用者に転嫁され、関電の責任分として直接カウントされるのは余剰電力、送電ロスなど一部となります。その量は、約50万トンと見込まれていますが、860万トンの排出を横において、50万トンくらいならいいというものではありません。

舞鶴石炭火電は、関電が発電コスト引き下げるために、発電所を、石油より安くつく石炭に切りかえているものです。1号機90万キロワットの稼動に合わせて、宮津の石油火電75万キロワットを停止した通りです。そして各電力会社が進めた石炭火電が電力部門のCO2排出を急増させた「元凶」となっているのです。

本府は今、温室効果ガス削減に向けて、2011年度までに、90年比10%削減の取り組みを進めています。産業・運輸・民生の各部門ですべて減少させるために、企業・事業所をはじめ、府民のみなさんの、真摯な努力が続けられています。ところが、石炭火電の稼動で、府民のこうした努力などはいっぺんに吹き飛んでしまいます。

知事は、舞鶴石炭火電について、「ベストミックス」と称し、当然視されてきましたが、温暖化対策に逆行し、府民に負担を強いる舞鶴石炭火電に、毅然と反対され、2号機の建設は中止し、1号機についても、稼動を停止するよう、関電に求めるべきと考えますがいかがですか。お答えください。

## 太陽光発電等の総量買い取りの制度化を国に求め

### 府として設置への直接助成制度の実施を

【西脇】あわせて、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進について、お聞きします。

本府では、2010年までに1万5千世帯に、太陽光発電を設置する目標ですが、現在7000世帯に設置されているとお聞きしています。今年2000世帯以上設置の計画ですが、来年度に達成のめどはつくのでしょうか。お聞かせください。

この問題でも関電が関わってきます。固定価格買取りについてですが、太陽光発電だけ、しかも余剰電力のみという限定的なものでなく、風力や小水力発電なども対象とする総量買い取りとするよう、国に求めるべきと考えますがいかがですか。

また府独自の推進対策としてエコポイントの活用だけでなく、京都市なみの直接助成を行うべきと考えますが、お答えください。

【文化環境部長】地球温暖化問題についてですが、今年12月にデンマークで開催されるCOP15では、京都議定書以降の地球温暖化対策の枠組みが議論されることとなっています。京都府といたしましては、世界がはじめて、地球温暖化問題の解決に向けて一つになった京都議定書の精神を受け継ぎ、世界のすべての国や地域がそれぞれの利害を乗り越えて、未来の地球環境のために有効な枠組みが決定されるよう、京都議定書の誕生の地、京都としてのメッセージをCOP15に向けて発信して参りたいと考えています。

政府の中期目標につきましては、まず京都議定書で規定された我国の1990年比6%削減をどう評価するのか、また、基準年を2005年とすることで、1990年から2005年までの間の、本府をはじめとする地域の取り組みや努力をどう評価するのかといった点について国にしっかり説明を求めていきたいと考えています。

産業分野の削減対策や気候保護法の制定についてですが、本府では大規模排出事業者に対する排出量削減計画報告制度や、中小企業に対する省エネアドバイザーの派遣など、まず、産業分野の対策に取り組み、順次エコポイントによる達成部門や、電気自動車による運輸部門へとその対策の拡大をはかってきているところです。

低炭酸素社会の実現のためには、産業構造を含む社会全体のシステムや生活スタイルの見直しも必要なことから、本年3月に府議会が提出されました意見書の主旨も踏まえ、低炭素社会の形成に向けた基本法の整備を国に求めているところであります。

舞鶴石炭火力発電所につきましては、国のエネルギー政策の一環として安定的な電力供給のための電源構成の多様化を考慮して導入されたもので、他の発電施設の障害発生時等に府民生活の安心・安全を確保する観点からも考えるべきものです。

太陽光発電の導入促進につきましては、今年度住宅用の太陽光発電設備の導入についてエコポイントを削減の土台に引き上げたところでもあります。加えて、今回の補正予算案におきまして、「太陽のまちづくり推進事業」により地域の公民館や保育所等への太陽光発電設備の設置補助等に取り組むこととしており、メーカ

一や販売店、住宅関係事業者とも十分情報交換を行いながら、目標達成に向けまして最大限の努力をして参りたいと存じます。

電力の固定価格買い取り制度については、いわゆる「エネルギー供給高度化法」が一昨日、国会で可決成立しました。この法律では、低炭素社会実現に向け、化石燃料の依存度を低減させるため、自然エネルギー等の利用促進することとされており、その一貫として、太陽光発電の固定価格買い取り制度の具体化に向けた規定が設けられています。環境対策の面からは、幅広い自然エネルギーを買い取り対象とすることが望まれるところであり、今後、十分な議論が行われることが必要であると考えています。

太陽光発電に対する助成につきましては、省エネとあわせ環境構造を促進することを狙いとしてエコポイントモデル事業で支援を行っているものであり、国の補助や減税制度、さらに、固定価格買い取り制度により整備の促進を大いに期待しているところであります。

## 国の偽装目標容認する、知事の「数字競争」発言

### 知事は誤り認め、国に中期目標見直し求めよ

**【西脇・再質問】**政府の中期目標についてですが、本来は、知事に答弁をいただきたいかった。残念です。

知事は、先日の答弁の中で、中期目標について「単なる数字競争に終わるようなことがあってはならない」とおっしゃいましたが、目標設定をめぐる動きを「数字競争」ととらえる見方、これは問題ではないかと思えます。

IPCCが提起した20年までに25%から40%削減するという目標は、これは地球の気温上昇を2度以下に押さえるためには絶対に必要な数字だというのが、今日の科学的な知見の到達なんです。先進各国がこの目標に同責任を果たすのが、それこそ問われているのです。

政府目標がこの立場に立たず、国際社会の期待に、応えられるものでないことはもう明白です。知事が「数字競争」ではだめだなどと、政府の偽装目標を容認するような態度は問題だと思います。改めて、中期目標の見直しを強く政府に求めるべきではないか。知事に再答弁を求めます。

関西電力舞鶴火力発電所についてですが先に述べた通り、京都府内では、府民の努力を帳消しにするような施設について、どうするのが今、正に問われている。

答弁では、「木質ペレットを石炭と混合・・・」とのことだが、それは、わずか2パーセントに過ぎないのです。石炭火電から、実際に排出される860万トン、これは厳然とあるのです。この温室効果ガスに対して、府民からは、「自分たちには、省エネに努力しなさい、大事だと言いながら、その努力が石炭火電で、いっぺんに帳消しになってしまう」との声があがるのは当然だと思います。知事は、こうした府民の声にどう応えられるのでしょうか。これにも、教えてください。

**【文化環境部長】**国の中期目標についての再質問ですが、昨年の洞爺湖サミット、G8では、一応50年には半減しましょう、世界の共通認識にしましょうと確認されたと理解していますが、そのときに、中国とインドを加えた別途の会議が開催されていますが、その時には、そういった目標が合意できなかったという経緯もあるなかで、今度またイタリアでG8等が開かれるが、こうした、国際関係の中で改めて、先進国の役割、中進国の役割が議論されるのではないかと思いますので、京都府としては、先ほども申しましたが、すべての国や地域がそれぞれの利害を乗り越えて、未来の地球環境のために有効な枠組みが決定されるよう政府としても頑張っていたきたいと思います。

舞鶴の火力発電所ですが、いわゆる、最終消費者のところでのCO2削減の係数というものをやはり検討することが基本的に大事でないかと思っております、そうした、最終の消費者のところでもCO2削減の対策がこれからも重要でないかと思っております。

**【西脇・再々質問】**私は、求めたように知事に答弁いただきたいかったです。大問題だと思うのです、先ほどの数値目標うんぬんというのは、改めて、今回、国が出されている中期目標に対して京都府として、知事としてどういう態度を取るのかということが問われているのです。

石炭火電についてもそうです。まともな答弁がいただきませんでした。

改めて、今の温暖化対策に対する、京都府のというよりも知事姿勢が問われているということを改めて指摘させていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

《他会派一般質問項目》

2009年7月1日

■秋田公司（自民・京都市南区）

- 1 景気回復後の産業構造の変化と行政の役割について
- 2 地域経済を支える中小企業の経営と雇用の問題について
- 3 雇用創出事業について
- 4 農商工連携事業の進捗状況について

■中小路健吾（民主・長岡京市）

- 1 （社）京都府森と緑の公社について
- 2 障害者のグループホームの整備促進について
- 3 太陽光発電の普及・促進について
- 4 「北山文化環境ゾーン整備」について

■林正樹（公明・京都市山科区）

- 1 財団法人京都府国際センターについて
- 2 公共施設の耐震化の推進状況について
- 3 災害等の発生時における食料確保について
- 4 病児・病後児保育について

■桂川孝裕（創生・亀岡市）

- 1 地球温暖化対策について
- 2 道路の速度規制の見直しについて
- 3 交通規制に伴う福祉ゾーンの設置について

2009年7月2日

■松岡保（民主・木津川市及び相楽郡）

- 1 京都ジョブパークの機能強化等について
- 2 市町村の広域行政について
- 3 平城遷都1300年について

■片山誠治（自民・南丹市及び京丹波町）

- 1 北朝鮮による日本人拉致問題について
- 2 歯の健康について
- 3 有害鳥獣対策について

■大橋一夫（民主・福知山市）

- 1 DO YOU KYOTO?について
- 2 由良川の整備について
- 3 高校生の就職支援などについて

2009年7月3日

■石田宗久（自民・京都市左京区）

- 1 介護人材確保・育成について
- 2 森林病虫害対策について
- 3 府独自教材の活用について（明日へのとびら）
- 4 振り込め詐欺の抑止対策について
- 5 自殺対策について

■安田守（自民・向日市）

- 1 がん対策について
- 2 府民公募型安心・安全整備事業について
- 3 税務共同化における今後の国民健康保険の取り扱いについて
- 4 京都市・乙訓地域における府立高校の入試制度と通学圏について
- 5 府道の安全対策について

■村井弘（公明・宇治市及び久御山町）

- 1 経済対策について
- 2 公共事業について
- 3 雇用対策について
- 4 交通死亡事故の防止対策について